令和6年度東京都税制調査会 第4回小委員会

令和6年10月1日(火)9:00~10:36 都庁第一本庁舎 16階特別会議室S6

【柳澤税制調査課長】 本日は、朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和6年度「東京都税制調査会」第4回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は既にお送りしております報告の素案を参照いただきながら、御検討いただければと存じます。

なお、工藤委員、小林委員、高端委員、野口委員、宮本委員は、所用のため、本日は欠席されております。 それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。

議題の検討に先立ちまして、本日は「令和6年度東京都税制調査会報告」の素案について検討するため、例年 どおり、東京都税制調査会運営要領第2の4に基づきまして非公開としています。

本日は、事前にお送りした素案について意見をいただきます。

まず、事務局から報告(素案)について、事前説明から修正した箇所について説明をお願いいたします。

【柳澤税制調査課長】 それでは、報告(素案)について、各委員への事前説明の後に修正を行った主な箇所について御説明いたします。

まず、1ページになります。

要約のポツの一つ目ですが、「我が国は、世界に類のないスピードで少子高齢化が進んでいる」としておりましたが、「世界に類のないスピード」という表現が適切ではないとの御意見がありましたので、「我が国は、本格的な『少子高齢化・人口減少時代』を迎えている」と修正し、併せて本文も修正をしております。

次に、8ページになります。

こちらは、交付税の記載につきまして、以前は本文ポツの二つ目の最後に、「それとともに」でつないでおりましたが、本項目の主眼は、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築でございまして、それを明確にするため、地方交付税の記載について、本文のポツの三つ目に、切り離して取り上げる形に修正しております。また、要約につきましては、「それとともに」からは削除する修正を行っております。

次に、29ページになります。

「現年課税化の留意点と今後の検討」のポツの三つ目ですが、切替年度の負担の在り方について、2年分が必ず課税されるとの誤解が生じないよう表現を変えたほか、過剰な負担が生じない方策の検討など、納税者の理解が得られやすいものとなるよう、納税者に配慮した記載を追記しております。

次に、35ページになります。

要約の冒頭ですが、寄附額が初めて1兆円を超え、東京都からの流出額も更に拡大していることや、小委員会の中でも廃止に言及する意見もあったことを踏まえまして、「制度の抜本的な見直し」の前に「廃止を含め」という文言を追加しました。併せて、本文も修正しております。

また、要約の意見の四つ目のポツのとろですが、個人住民税の控除を国税である所得税から控除すべきという 意見については、今回の報告で追加した内容で、もともとは一番上に記述しておりましたが、意見の内容から現 在の位置が適当と判断し、位置の変更をしております。

次に、63ページになります。

「『企業版ふるさと納税』の問題点」の上から三つ目のポツ、「この制度は」から始まる部分のところですが、問題がある制度であることをより明確にする趣旨で表現を修正しております。

次に、67ページになります。

今回、このパートは、意見をある程度収れんさせるというよりは一通り意見を出していただくという形で議論 したことを踏まえ、他のパートと比較して多かった要約における記述の分量を少なくいたしました。

最後が71ページになります。

「1 簡素化と技術革新の活用」の要約のポツの一つ目になります。こちらについて、さらにシンプルに記載した方がいいのではとの意見がございましたので、その分修正しております。本文は修正しておりません。 事務局からの説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、議論に入りますけれども、ボリュームがありますので項目ごとに分けて議論をしたいと思います。 まず「I 税制改革の視点」について、1ページから15ページまでを議論の対象としたいと思います。 初めに、委員より事前に御意見を賜っていますので、事務局から紹介をお願いいたします。

【柳澤税制調査課長】 金井委員は、本日はオンラインで御出席いただいておりますが、移動中のため通信環境の関係でうまく発言できない可能性があるとのことで、書面で御意見を賜っておりますので、そのまま御意見を読み上げさせていただきます。

まず一点目が「少子高齢・人口減少社会」についてのところになります。読み上げさせていただきます。

一極集中の問題と少子化の問題は別の話である。つまらないエビデンスを挙げても、短い文章では誤解を招くだけでやめた方がよい。むしろ、一極集中の問題について、それはそれとして対策を検討すべきである。この点は、偏在是正措置やふるさと納税への方針と関連してくる。社会保障は、全世代型だけでなく、全地域型でなければならない。子育てに都が厚い施策を打つことが、一極集中・都心回帰を促進するのでは、少子化対策にもならず、地域間格差を拡大するだけで、意味がない。都以外の自治体も、子育てに厚い施策を打てるだけの財源基盤が不可欠である。

二点目が、「地方分権改革の推進」についてになります。4ページのところです。

今年の地方自治法改正など集権化の動きも著しい。実際、新型インフル特措法は、「対処方針」でフリーハンドに自治体を縛れる弊害があった。コロナ禍・非常時を口実にした集権化や、自治体の国への依存心の増大は憂慮すべき現象。コロナ財政での国の大盤振る舞いが、自治体の依存心を増したのかもしれない。また、システム・様式標準化やDXが法令・財源・人員に次ぐ、アーキテクチャーによる第4の集権効果を持つことをもっと書くべき。

三点目、「税制のグリーン化」についてになります。

内容はともかく、「視点」としては長過ぎてバランスが悪い。

以上となっております。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

ちなみに、今の御意見は金井委員の御意見ということでよろしいですね。

【柳澤税制調査課長】 金井委員の御意見でございます。

【諸富小委員長】 では、ここから議論に入りたいと思います。

御意見のある委員は御発声をお願いいたします。オンラインで御出席の方は、挙手ないし手挙げ機能によりお 知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

では、沼尾委員、よろしくお願いします。

【沼尾委員】 おはようございます。ありがとうございます。

今の金井委員のコメントとも関わるのですが、「地方分権改革の推進」というところについて一点申し上げたいと思います。

確かに、分権型の地方財政ということを考えたときの税制改革を考えると、非常に重要な視点だと思うのですが、今の金井委員の御発言にもあったとおり、今回の自治法改正で、例えば公共料金とか介護保険料などに関しても、eLTAXを使って一元的に納付をするような形で、デジタル化というものがかなり一元的な、集権的な動きを促進している側面があるのではないかと大変気にかけております。

もちろん、納税者の利便性の向上という観点は大変重要なのですが、こういった形での標準化あるいは共通化、こういった一元的なシステムというものが、ある種の業務の手続における画一的なやり方を誘発してしまうとすると、それはやはり分権型というところに反する部分がある。これは後段のDXのところをどういうふうに書いていくかというところとも密接に関わるのですが、デジタル化、DXのところと分権あるいは集権のところをどういうふうに位置づけるかは大変気にかかっております。

「地方分権改革の推進」のところについては、やはり公共料金や保険料のところは、自治法改正の流れなども 考慮しながら、分権に即した形でのデジタル化というところを一言入れてもいいのではないかと思いましたの で、発言させていただきました。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

この論点は前に御指摘いただいていた点かと思います。ありがとうございます。

他にはございますでしょうか。15ページまでの部分です。

土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 事務局におかれましては、素案をまとめていただきましてありがとうございます。

まず、先ほどの金井委員が御指摘の少子化の話と東京一極集中の話をしっかり分けて議論する必要があるという点について、私も同感でありまして、東京一極集中の話を少子化の議論と混同しているところに対して、ある種くぎを刺すような文言を、例えば2ページの辺りにも追記するといいのではないかなと思います。

今、私が修文案を持っているわけではないのですが、2ページの最初のポツの「なお」からある議論の流れの中で、もちろん最初のポツは我々の主張というよりかはそういう議論が世の中にあることを指摘しているので、それはそれでいいと思うのですが、「しかし」以下のところで、もちろん合計特殊出生率のみで議論するのは不適切だということと並んで、恐らく位置としては、四つ目のポツの「年金、医療、介護、こども・子育で等」の前辺りまでの中で、東京一極集中の議論は少子化の議論とは次元の違う議論だということに注意を促していくような本文の追記があるといいのかなと思いました。

それから、順序が前後しますが、12ページに税制のグリーン化の議論があって、税制のグリーン化に関しての 記述は基本的に私はこれでいいと思っているのですが、1か所、12ページの下から2行目のところは、これは既 にGX推進法で決められたことなので、それを明記した方がいいのではないかと思いました。

「将来的な炭素に対する賦課金の導入の検討等」と書いてありますが、既にGX推進法には2028年度から化石 燃料賦課金を導入するということが明記されていますので、しかも、「化石燃料賦課金」という定まった文言も盛り込まれているので、将来的な炭素に対する賦課金は、その法案以前にはそういう言い方をしたのですが、この法律も通っていますので、「2028年度からの化石燃料賦課金の導入等」という感じで、「検討」というのは、もちろん詳細設計が決まっていないので詳細設計について検討する余地がまだ残ってはいるのですが、2028年度から導入されることはGX推進法で決めたことになっているので、その事実と整合的になるような文言に変えるというのがここは必要なのではないかなと思いました。

私の意見は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今御指摘いただいた点は土居委員のおっしゃるとおりだと思いますね。もう既に賦課金については導入が決 定済み、時期も明記されていますので、それで進んでいくかなということですね。ありがとうございます。

他にはございますでしょうか。

特になければ、次へ移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、Iについては以上とさせていただきまして、次に移ります。「II 税制改革の方向性」です。

まず、「1 個人所得課税」、その中には、金融所得課税、個人住民税の現年課税化、ふるさと納税、個人事業税といったテーマが入っていますが、これらについては素案の16ページから39ページまでになります。

こちらについても、金井委員より事前に御意見を賜っていますので、事務局から御紹介をお願いいたします。 【齋藤税制調査担当課長】 それでは、事前に金井委員からいただいた意見について御紹介いたします。

まず、「金融所得課税」です。読み上げます。

金融所得には個人所得税の最高税率を課し、確定申告で総合所得にして、還付を受けるべき。その上で、政策減税が必要ならば政策判断すべき。

金融所得には、社会保険料を賦課すべき。

以上が金融所得課税です。

続いて、「個人住民税の現年課税化」です。

「現年課税」だけでは、翌年3月の確定申告の時期の納税負担発生になってしまうので、それだけでは意味がない。むしろ、現年課税だけではなく、それを前提にして、所得発生時期ごとの税負担=源泉徴収こそが重要ではないか。現年課税は必要条件にすぎず、十分条件としての源泉徴収が大事である。金融所得の分離課税は、このような利点を持っている。源泉分離徴収し、年度末または年末に総合所得で税額を計算してほしい。逐次所得情報を把握しても、生活困窮者へのタイムリーかつ迅速な給付には必ずしもつながらない。このような希望的な記述をやめるべき。所得は、どの期間で計測(通算・損益)するかの問題であるが、月単位・四半期単位など、年単位より短い変動をどう組み込むかは個別施策での検討が必要であり、税制面であまり踏み込んで書き込むべきではない。

税務情報を他の行政課題に活用するのは本末転倒ではないか。むしろ、所得情報を整備し、それを税務や社会保障など、各種の行政課題に利用する共通情報インフラとする、という論理展開ではないか。 次が「ふるさと納税」についてです。

ふるさと納税は、一部の返礼品提供自治体にはメリットになっても、地方圏の多くの自治体には効果がなく、むしろ、地方交付税を強化するべきではないか。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、先ほどと同じように皆様から御意見をいただきたいと思います。同じように手挙げ機能を使って意思表示をしていただければ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。御意見がある方はどうぞよろしくお願いします。

土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】

金井委員の意見に触発されたので、自分がもともと言おうとした意見よりも先に、金井委員の意見に対して述べたいと思います。

金融所得課税については、素案ではどちらの方がいいという、つまり、総合課税化するのか、分離課税のまま

でいいのかということについては併記している形なので、総合課税化すべきだというように報告の中でどちらか一方に寄るべきということに言及するということであれば、私は反対で、分離課税を引き続き取りつつ税率の水準についてどう考えるかという議論の立て方なのではないかと思いますので、一応かぶせておきます。両論併記という線を越えない方がいいのではないかということを申し上げたということです。

もう一つは、所得情報を収集して、それを税務なり社会保障なりに使うという論理展開の方が望ましいのではないかという言及があって、論理展開として私はそのとおりだと思います。むしろ、税務のために所得情報を取って、それを他の行政分野に使うというのは、いろいろ制約があったり、ないしは国民の理解という観点からすると、なぜ税務情報を転用するのかという疑念を抱かれる可能性はあるのですが、ただ、その論理展開はロジックとして私は支持できるのですが、果たして行政の体制としてそういう形で実務が執行できるのかということについては、経済学者ならやや心配をするところがあります。

やはり徴税権という強制力を伴う権力の行使があって初めて強制的な情報収集ができるということで、あくまでも協力ベースで所得情報を提供していただくということだと、やはり執行面で懸念が生じるのではないか。もし虚偽の報告があった場合にどうするかというところで、単に強制性を正当化するような法体系を構築できるのかという経済学者ならではの心配がございます。

そういう意味では、今のところ、公権力の行使の強さということからすると、やはり徴税権、課税権を行使するということがバックグラウンドにあって所得情報を的確に収集するというところを基礎にしながら、情報を国民、住民のためによりよく活用していくという形にならざるを得ないのかなと。私は法学者ではないので、むしろ助太刀していただけるならありがたいですが、論理展開としては、確かになぜ税のために取った情報を他に転用するのだということは、素朴な疑問としては当然そういう疑問が出てくるということはよく分かるのですが、執行面での難しさというのを経済学者なりに心配いたします。

それで、特に金井委員の御意見ということではなく、私としてもう少し意見を述べさせていただきたいと思います。

「現年課税化の実現に向けた具体的な方策の検討」のところで、システム方式3案の提案があって、これは今回の一つの目玉になるだろうと思っていて、これはぜひ多くの方に目を通していただきたいなと私としても思っているところです。

その際、たまたま今般の自民党総裁選でも、この文脈ではないにしてもこれに近いような議論がなされていて、 年末調整が不要だということについての国民の理解があまりいい形で浸透していないということに気づかされた。 つまり、年末調整が不要になると源泉徴収義務者の負担軽減になるということぐらいまでは理解していただけるのでしょうが、年末調整が不要になったことによって何のメリットが国民にあるのだということについては、多くの方はメリットを感じておられないような印象があったわけです。

ところが、極めて重大な年末調整の欠点があって、それは、源泉徴収義務者は別に知りたくもないような源泉 徴収対象者の家族構成とかを情報として収集しないといけないというある種残酷な仕組みになっているわけで、 強制性があるので、当然年末調整の対象者は家族構成とかをすべて源泉徴収義務者に情報提供するわけですが、 子供が何人いる、何歳の子がいる、配偶者がどうなのかとすべて報告しなければいけないことになっているのは ある種残酷な仕組みだということを、議論の中でもう少し国民は知るべきだったのではなかったかなと。

その点をどこかに、年末調整というのは家族構成等の個人情報を源泉徴収義務者に報告を強いる仕組みであるということにも配慮が必要だというような文言が、28ページ辺りかどこかに少し、システムそのものについての説明というわけではないにしても、「年末調整」という文言が28ページの2行目にありますので、年末調整が意味することは、案外多くの方はそこまで御認識がないようなので、あえて本文で明記していただけると、年末調整がどういうことをしているかということについて注意を喚起し、年末調整をしなくてもよいことになれば、

家族構成等の個人情報みたいなものを源泉徴収義務者に強いて提供する必要はなくなるということもメリット としてシステム3案に対して付加できるのではないかなと思いました。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。大変的確な御指摘をありがとうございます。

【池上会長】 今まで出されていた御意見につきましては、意見の一致する点、あるいは人によって意見が違う点、それぞれありますので、先ほどの地方自治法の改正の扱い、少子化、一極集中に関する記述、今の金融所得の課税方式、税務情報が所得情報が、それから年末調整の取扱い、それぞれについて私の方で素案をどう修文するか、しないかを考えさせていただきます。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、松原委員、よろしくお願いいたします。

【松原委員】 沼尾委員の冒頭の御発言で、私もそうだったと思って、追加というか、付随的な情報をお伝え します。おそらく、日本の場合はB t o Gのベンダーさんがしっかり育っていないという背景要因が、現年課税 をうまくいかせていない理由の一つでもあると思うのですね。

海外の動きを見ると、今、私はヨーロッパにいるのですが、民間業者の人たちが税金を払うペイメントの部分だけではなくて、例えば、公共調達なんかのプロキュアメントというところも含めてまるっと開発しますよという動きをしていて、していないところも多くあるのですが、正直、玉石混交ではあるのですが、その辺が、日本が出遅れてしまっている一つの理由かなと私は見ております。

別に東京都が悪いとか、地方自治体の足並みがそろっていないのが悪いとか、そういう見方だけではなくて、 提供される側の民間業者さんの頑張りも期待しないと何も進まないし、それから、今の状態で一気に導入してしまうと大混乱が現場に起きてしまうということはあると思います。

ですので、書きぶりにどのように反映していただくかについては、諸富先生、池上先生にお任せしたいと思いますが、今後の我が国の産業の発展というところからも少し検討を加える形でまとめていただくと、先が見えるのではないかという気がします。個人的には、現場の職員の方の負担を減らした方がいいというのは私も大賛成ですので、その点を少し御考慮いただければいいかなと思っております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

鴨田委員からも手を挙げていただいていますので、よろしくお願いいたします。

【鴨田委員】 鴨田です。

年末調整を廃止するという文言になっているのですが、これは源泉徴収義務者、会社にとっては非常にありが たいことなのですが、やはり納税者にとって、例えばマイナポータルまで全員が行き着くことができるかという と、まだまだ難しいのですね。そのため、納税者がいかにそこまでたどり着いていけるかというところもきちん と。当初は非常に混乱すると思うのですね。皆さんが確定申告しなくてはとなると、我々税理士は事務的に大変 なことになりますし。

そのため、例えば28ページの真ん中辺のところに、「納税者の理解を求めていく必要がある」となっていますが、理解を求めるだけでは決してこれができるわけではないので、そこら辺のところを納税者の立場に立ってもう少し何か書き加えていただけたらと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。確かにそのとおりですね。

大体よろしいでしょうか。

そうしましたら、池上会長、これまでのところはよろしいですか。先ほどまとめの御発言をしていただきまし

たが、これまで出た御意見について、池上会長の立場からもし何かコメント等がございましたらよろしくお願い いたします。

【池上会長】 先ほど私からのコメントを申し上げました。それから、今、鴨田委員からも御意見をいただきましたので、それぞれできるだけ生かせるように工夫させていただきます。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

以上で2のところまで進んだということになります。そうしましたら、次に「環境関連税制」、これは自動車 税及び住宅の脱炭素化を含みます。40ページから56ページになります。

こちらについても、金井委員より事前に御意見をいただいていますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【柳澤税制調査課長】 金井委員の御意見につきまして、そのまま読み上げをさせていただければと思います。 まず、「自動車関連税」についてになります。

廃車・リサイクルに伴う負担と、グリーン税制はどのような関係なのか。燃費の良いエコカー減税は、要するに、中古車や廃車を増やすかもしれない。

二点目、「新築住宅税制」について。

新築住宅減税は、要するに、中古住宅や空き家を増やすことであり、環境負荷の点でそれでよいのか。むしろ、新築を増やさないことが重要ではないか。新築重課こそが必要ではないか。

以上となっております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、「2 環境関連税制」について、委員の皆様の御意見を賜りたいと思います。御意見がある方はど うぞよろしくお願いします。

土居委員、お願いいたします。

【土居委員】 自動車関連税に関連するところで、大きな修正を求める意見ではなくて、この報告における意見をより多くの方に御理解いただくような文言があってもいいかなと思って、付け加えるような形の意見を述べさせていただきたいと思います。

43ページの中段より少し下のところに、「中長期的に自動車関連税収の逓減につながることが予測されている」 という文言がございます。この問題意識だけではないにしても、この問題意識も一つの強い動機になって自動車 関連税の改革をしていかなければいけないというところにつながっていくのだと思います。

ただ、世の中の雰囲気というか、特に自動車ユーザーの意見がインターネットなどで展開されているところを 見ると、あたかも既存の自動車関連税が今後も引き続き同程度取られることに加えて、新たに走行距離課税とか、 追加して税負担を強いられるのではないかと、43ページで言っている認識とは違った見方をされる方がおられ て、これは私の見方ですが、単純な増税だと勘違いされている。

私は43ページに書いてある認識と全く同じ認識を持っているわけでして、EVなどの普及によって化石燃料を使った自動車が減っていくことに伴って、既存の自動車関連税制の税収が逓減していくことが背景にあるからこそ、なおさら自動車関連税の仕組みを変えていかないといけないということだろうと思います。

そういう意味で、基本的には書かれているということなので素案をベースにしていいとは思うのですが、逓減する税収を別の形で補完することが必要になってくるというようなニュアンスが44ページの辺りでもう一表現あってもいいかなと思った次第です。

今のところ、44ページの末尾は「充実・確保」となっていて、「確保」という文言は私が今申し上げている意見に近い文言であるのですが、もう一声詳しい説明というか、今のままだと税収が減っていくが、自動車にまつわるインフラ整備等々の財政需要が減るわけではないので、逓減した税収を補完するような新たな自動車関連

税制が必要になってくるようなニュアンスが44ページ辺りにもう一表現盛り込まれるといいかなと思った次第です。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

まさに記述内容の説明の足らざるところを補っていただくような御意見で、本当にありがたく思います。

私もここは個人的にも関心のあるところで、まさに土居委員の御指摘のとおりです。そういう意味では、土居委員に御意見を伺いたいところですが、自動車の電動化が進んでいく、特にEVが入ってくる、日本の場合も世界的にもEVへの移行は予想されていたよりは鈍化している状況ではあるのですが、中長期的にはEVが普及してくることにつれて、車体課税としても現在EVは最低課税しかしていませんので、その分税収が減る。同時に、ガソリンを使わないので、走行に当たって揮発油税等の税収も減っていくという背景がある中で、しかし、道路は使っていて、道路損傷負担金としての性格その他があるわけですよね。それから、財産課税的な性格もございますし、環境影響もガソリン車より少ないものの、ないわけではない中で、適切な課税をすべしということで、電動化が契機となって税収の減が進んでいく、しかし、既存のガソリン車との公平性がある中できちっと課税を考えていかなければいけないのだというような論理を説明として加えた方がいいということになりますでしょうかね。

【土居委員】 おっしゃるとおりですね。

【諸富小委員長】 分かりました。ありがとうございます。

そこを加えたいと思います。ありがとうございます。

【土居委員】 43ページから44ページに基本的には書かれていると思うわけですが、最後に締めくくるところで、今、諸富小委員長がおっしゃったようなことを、若干繰り返しはあるかもしれないが、駄目押しでもう一度、単純に上乗せして増税するということを言いたいわけではなくて、減ってくる税収に対して、補いながら今後の行政需要についてもきちんと税収でカバーできるようにする話になるのではないかと思いました。

【諸富小委員長】 了解いたしました。ありがとうございます。

他には、このパートでいかがでしょうか。

沼尾委員、どうぞ。

【沼尾委員】 ありがとうございます。

まず、車体課税のところは自動車関連税の在り方そのものを一般論として議論しているので、このこと自体については、今、先生方から御意見を出されたところに関して異論はないのですが、例えば東京都として、これからの道路整備とか、多様な交通手段というのでしょうか、今、自動車以外のいろいろな移動手段ができてきていて、その中で例えば歩道と車道の造り直しといったことを考えているときに、改めて車体課税をどういうふうに考えるのか、あとは自動車税の使途についてもどう考えるのかというところを、東京都の文脈で少し言及するところもあってもいいのかなと思いました。

もう一つ、私はたまたま交通局の公共交通の経営の検討会に入っていたのですが、実は東京都もかなり公共交通が経営的に厳しい中で、料金だけではなかなか採算が取れないでいる。これから更に高齢化が進んでいくときに、都バスとかさくらトラムはかなり厳しい状況にある。そういった公共交通の活用も含めて公共インフラの財源をどうするのかというところと、自動車という個人が所有する車というものに関して、もちろん環境に関して整備してくことは大事なのですが、そういったところに関しても、これまできちんと議論がされてきたわけではないのですが、そういったところに目配りをした形で、環境というところをCO2の排出削減ということだけではなくて、魅力あるまちづくりというか、都市の在り方も含めて言及するという書き方もあるのかなと思いましたので、発言させていただきました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ただいま一点目でおっしゃった点をもう少し展開していただきたいと思うのですが、まちづくりというか、交通モードが多様化する中で道路の構造を変えていく必要があるとおっしゃったと思うのですが、例えば歩行者対応とか、シェアサイクルみたいなものも広がってきていますので、道路構造を車中心から歩行者中心とか自転車が走りやすくするようなことだと受け取ったのですが、そういったことと自動車税、車体課税の関連についてもう少し御説明いただけませんか。

【沼尾委員】 ありがとうございます。

そういう意味で言うと、車体課税ということで今回自動車というところが取り上げられているわけですが、そういった形で今後も自動車の所有ということを前提にしつつ、CO2を排出しない、ZEVの普及というところに持っていくのか、もう少し公共交通だとか、例えば自転車だとか、更にCO2を出さないような(通信不良)。

【齋藤税制調査担当課長】 沼尾委員、大変恐縮なのですが、「CO2を出さないような」までは聞こえていたのですが、それ以降が途切れてしまっている状況でございまして、もし差し支えなければ、それ以降をもう一度お話しいただけるとありがたいのですが、お願いできませんでしょうか。

【沼尾委員】 一回目の発言はすべて聞こえている状況ですか。

【齋藤税制調査担当課長】 聞こえております。

【沼尾委員】 諸富先生からの御指摘があって、その途中が切れたということでしょうか。

【齋藤税制調査担当課長】 はい。

【沼尾委員】 分かりました。

今回の素案の方では、例えばEVの普及拡大とか、カーシェアリングの拡大とか、いろいろな自動車を取り巻く環境については書かれているのですが、自動車以外の様々な環境に優しい移動手段も出てきている中で、道路自体の在り方をどういうふうに見直していくのかというところが問われてくるかと思うのですが、そういった使途といったところでの財政需要に絡めて、広い意味での東京都としてのこれからの環境ということを、自動車についてZEVの普及というところに特化するのではなくて、もう少し広い意味での環境ということに配慮した、例えば自動車税の使途とか、あるいは今後の公共交通の在り方も含めた使い道というところに触れてもいいのではないかということが申し上げたかったことです。うまく適切に発言できているかどうか分からないのですが。

そういう意味で、車体課税の在り方自体も、多様な自動車が出てくる中で考えていく必要があるでしょうし、 そういったところに少しでもいいので言及しておくことが大切ではないかと思いまして、発言させていただき ました。まとまりがなくて申し訳ありません。

【諸富小委員長】 よく分かりました。ありがとうございます。

二点目で言っていただいた既存の公共インフラの充実の面と、これから出てくるいろいろな交通モードの多様化の対応という視点ですよね。財源が必要になってくるという点から、それを誰にどのように適切に負担いただくかという視点で自動車課税の問題を捉えてもいいのではないかということですよね。

確かに、ZEV化に向けた課税ベースの変更とか、政策的な後押しの視点からの税制の議論が前面に出ていましたので、財源面からも考えなければいけないのだという指摘をいただきまして、全くそのとおりだと思います。 ありがとうございました。

他には、このパートで御発言はございますでしょうか。

関口委員、どうぞ。

【関口委員】 どこで発言すればいいかというのを悩んでいました。ありがとうございます。

素案なので、字句の修正とか配置を言ったらいいのか、それとも書き加えるのを言ったらいいのか、どっちに しようかなと思っていたので、どっちでもよさそうな雰囲気だと感じ取りましたので、今の辺りのところで、字 句というよりも発想の方で意見を述べさせていただきたいと思います。

税制のグリーン化にも関わる話だと思うのですが、この辺りの発想は、既存の税制の中でグリーン化に相当するものを見つけ出して、それで環境に関わるものとして表現を組み替えていく作業をやっている要素があると思うのですね。

その観点からすると、例えば、今の議論の中では、取得と保有関係の税の話を中心に構築されている気がするのですが、ライフサイクル全体を捉えてみると、実は売却とか、建物だったら壊す方とか、そういう要素も含めて考えていく方向性というか、発想があってもいいと思うのです。これは今回の素案に書くかどうかというのは分からないのですが、議論としてここで出すと事務局が混乱してしまうかもしれないので、そのままにしておいていただいても結構なのですが、そんな方向で、除却とか廃棄の辺りまで含めてもよさそうな気がしました。それが今話している辺りのお話です。

もうちょっと前に戻っていくと、先ほどの源泉徴収等の話、現年課税の辺りだと思うのですが、あの辺りの話は、源泉徴収と年末調整と確定申告のどこに重点を置くのかという一連の流れの中でどう捉えていくのかということだと思うのですね。

そう考えると、例えば、直接税的に捉えれば、確定申告をして納税者の意識を喚起するという発想も一方である中で、それが徴税をする立場からすると、コスト面での難しさ等があって、その前に年末調整を設けたり、源泉徴収を設けたりという仕組みにしてきたわけですよね。だから、どこに重点を置くのかというトータルの視点の中でこの議論を入れ込む感じなのではないかと思うのです。

少なくとも、古典的な話ではありますが、シャウプ勧告は年末調整をやめろと言っていたのですよね。だから、あれは直接税を中心に組み込むという、当時はそうだったわけですが、それを年末調整の制度を残して今に来ていることでもあるので、先ほど土居委員がおっしゃっていた年末調整の情報の話も、どうしていくのかということも含めてトータルでどう考えるか。金井委員も、源泉徴収が重要で、その背後には還付申告をするという発想があるのではないかという気もしているので、要は、取られる方ではなくて返してもらう方の申告を促すという発想も、この中でいろいろな立場が入り込んでいる気もするので、両論併記にはなるのかもしれませんが、トータルの視点という意味では、源泉徴収、年末調整、確定申告のトータルの中でのバランスを考えることがあるのではないかと感じながら聞いておりました。

あと、瑣末な論点ですが、24ページの現年課税のところです。ぱっと読む限り、「現年課税化の意義」と書いてあるところの二つ目のポツまでは意義だと思うのですが、それ以降は意義ではなくなっていると思うので、どう書いていくかという意味で、配慮すべき点なのか、記載する場所を変えるのか、表題を変えるのかは分かりませんが、書いてあることは事実なのですが、配置を変えるか、上の表題を変えるかした方が良いという気がしました。

もうちょっと前に戻ると、6、7ページ目の「財政の持続可能性の確保」という辺りですが、これは前回議論した内容であるので、今更いろいろな語句がという話ではないのですけれども、よくよく読むと、例えば7ページ目の題目のところでもいいのですが、上のポツの二つ目の三行目に「所得・資産の捕捉」と書いてあるのですが、所得と資産と消費ではないかなという気が個人的には前回もしていたのですが、もう一度出てきているので、「消費」と入れては駄目なのかと。必ずしも消費が捉えられているというわけでもなく、何を消費とみなすかとかいろいろ議論はあると思うので、「消費」と入れると齟齬があるのかどうかというのは気になりました。

もう一個前の地方分権辺りの話は、集権化・分権化という話もそうなのですけれども、標準化する部分と、プラスアルファでバッファを持たせる部分をどうバランスを取るのかという内容にもつながるところだと思うの

で、これはDXの方でも出てくると思うのですが、うまい言葉が見当たらないのですが、ある意味ある程度標準 化をする要素のところと、動かせる余地を持たせるところ、そういうものをどうバランスを取るのかという話だ ろうなと思いながら聞いていました。

すみません。前に戻ってしまいましたが、ここで発言をさせていただきました。

【諸富小委員長】 全然構いません。御発言いただきましてありがとうございました。前の部分まで含めてお 受けしました。

では、阿部委員、よろしくお願いします。

【阿部委員】 先ほど沼尾委員から御指摘がありました内容に関連しまして、交通手段の多様化という観点から気がついた点についてコメントさせていただければと存じます。

例えば、キックボードなどは日本でもかなり普及してきておりますので、歩行者と利用者の利便性と安全性を 確保するための道路環境整備の財源をどう確保するかといった観点も、今後非常に重要になってくるのではな いかと思います。例えば車道と歩道、それ以外の専用道路、そういったものを整備していくという必要性も出て くる可能性がありますので、特にそのような財源についての議論も必要になるのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

専ら道路を造る、どんどん道路を延ばしていくみたいなイメージでいたのですけれども、道路自体の在り方が新しい時代に合わせた造り方になっていって、それが車中心の道路の構造から切り換えて歩行者の安全ということを阿部委員から御指摘いただいたところですが、そういう意味で、単純に道路を延ばすといったものとは違うタイプの財政需要が現れてきていて、その負担の議論をしなければいけないのだということで、貴重な補足をいただいたと思います。ありがとうございました。

このセクションはよろしいでしょうか。大体御意見を伺えたと思いますので、よろしければ次のセクションに 移りたいと思います。

次は、「3 地方法人課税」についてで、57ページから64ページになります。この項目については別の資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査担当課長】 それでは、「『地方拠点強化税制』の概要」というものをトップとした3枚のパワーポイント資料をお配りしているかと思いますので、それを御説明いたします。

まず、地方拠点強化税制の概要ですが、この制度は平成27年度税制改正において創設されたもので、令和7年度末までの時限措置となっております。

企業が本社機能の全部または一部を東京23区から地方に移転する場合、又は、地方で拡充するか、東京23区以外から地方に移転する場合に、建物等の取得価格に応じて法人税等を軽減するオフィス減税や、本社機能に従事する雇用者の増加数に応じて法人税等を軽減する雇用促進税制の適用を受けることができる制度でございます。特に、下の図にもありますが、23区から地方に移転する移転型は、右側の拡充型に比べまして減税の割合が大きいというものになっております。

次の資料でございますが、平成27年度東京都税制調査会の報告で、地方拠点強化税制について触れております。 一つ目のポツは制度の説明になっておりまして、二つ目で制度についての評価としまして、「企業が立地を選択する際に重視するのは、人材の確保など税以外の要因が大きいことから、直ちに地方移転につながるとは考えにくい」としております。

最後の資料ですが、今年度、この税制につきまして国に提案要求をしておりますので、その内容を記載しております。要望の内容としましては、「更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること」としております。

資料の説明は以上でございますが、今回、この制度につきまして、今年度の小委員会においては議論をしてお

りませんが、制度の期限の到来が近いことなどを踏まえまして報告に記述したものでございます。 私からの説明は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、今追加で御説明いただいた点も含めて皆様からの御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

57ページから64ページです。比較的短いパートですけれども、特段御意見はないということでよろしいですかね。素案どおりでよろしいのではないかということで受け取らせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。ひょっとすると、石破新総裁になられましたので、地方創生の観点から、今追加で 御説明いただいたようなところが更に強化されていく可能性もございますね。

では、このパートについては特段御意見が出ないということで、素案のとおりで御承認いただけるものと解釈 させていただきたいと思います。

続きまして、次のパートに行かせていただきます。「Ⅲ 社会保障を支える財源」ということで、65ページから70ページに当たります。こちらも、金井委員から事前に御意見を賜っていますので、事務局から紹介をお願いいたします。

【齋藤税制調査担当課長】 金井委員から二点、御意見をいただいております。

一点目。

金融所得・副業・社会保険料を賦課するときには、分立した制度ごとの収入にするのではなく、社会保険制度の共通プールの財源とすればよいのではないか。共通プールから、各制度に財政調整交付すればよい。 二点目。

税制と社会保険料を統合的・一体的に議論する恒常的な場が、国にも自治体にも必要である。 以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。非常に大きな部分のコメントをいただいたと思います。ありがと うございます。

それでは社会保障に関するパートについて、委員の皆様方から意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。 鴨田委員、どうぞよろしくお願いします。

【鴨田委員】

68ページの4ポツ目の中ほどに、細かい点ですが、「給与所得者の社会保険料は報酬に比例して決まる仕組みであり給与所得控除が適用されない」、これは逆進的ということで説明になっているのですが、現実問題として、標準月額を年金事務所に提出するときに、給与所得控除まで考えて計算して出すというのは難しいのですね。月額の報酬以外に賞与もありますので。そうすると、例えば給与収入金額が162万5000円までの方は一律給与所得控除額が55万円ですが、そういう方についてどうやって計算していくかというのが難しいので、ここの文言は非現実的ではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。確かに承りました。貴重な御指摘だと思います。 他にございますでしょうか。関口委員、どうぞ。

【関口委員】 瑣末な点なのですが、67ページの一番上の囲みのところで、委員の意見を書いてあるという意味では分かるのですが、片一方は「賦課ベースを広げることも考えられる」と、優しい書き方で書いてあって、もう一個の方は「転換が望ましく」という感じでやや強めに書いてあると私には読めるのですね。両論併記的だとすると、「消費をベースとした賦課への転換も考えられる」とか、両論併記的な書きぶりもいいのかなという気が個人的にはしました。

【諸富小委員長】 確かにそうですね。ありがとうございます。表現を検討させていただきます。 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

では、IIIの社会保障のところまでで、先ほどの環境税制も含めて、池上会長からコメント等がございましたらよろしくお願いします。

【池上会長】 環境関連税制につきまして、例えば自動車関連税の使途、そもそも自動車税などは普通税ですから使途が決まっているわけではないのですが、ただ、自動車に関連する、あるいは交通手段に関連する行政需要がどう変わっていくか。減ることはないのではないかという話で議論がなされています。それに応じて税収が減っていくのはよくないという観点からまとめていくという方向だと思います。

ただし、交通手段について、例えば都バスとか公営企業のところまで踏み込むかというと、そういう議論は行っていません。なかなかそれは難しいので、より一般論的な書き方になるのかなと思っております。

税制のグリーン化に関して、先ほど関ロ委員の御発言もございましたし、最初の方で金井委員からのコメントもありました。建物あるいは自動車を廃棄していく段階での環境への影響、そういったことについて言及できるのか、考えさせていただきます。

社会保障について、鴨田委員からお話がございました。実は、社会保障に関する論点は、かなり私が力を入れていろいろな意見についてまとめさせていただいたのですが、社会保険料に関して給与所得控除が適用されないと書いてあるのは、適用されない社会保険料の仕組みが問題だと言っているのであって、社会保険料に給与所得控除を適用しろとは決して言っていない。そこは誤解のないようにお願いします。

それから、記述のバランスについて、御発言がいろいろございましたので、検討させていただきます。 以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、以上で社会保障に関するパートについての議論は終わりにして、次へ進みたいと思います。

次は、「IV これからの税制及び税務の在り方」についてということで、71ページから87ページまでになります。

こちらにつきましても、金井委員より御意見を事前に賜っていますので、事務局から紹介をお願いいたします。 【齋藤税制調査担当課長】 金井委員からは、「税務行政のDX」について二点御意見をいただいております。 一点目。

企業が個人情報を大幅に集約する年末調整は、本来は望ましくはない。しかし、DXによって課税庁がシステムを介して税額計算が容易にできるようになるのか、追加的な事務負担はどの程度なのか、自治体または国税庁がそのような能力があるのか。企業の年末調整の負担を減らすことは、実質的な「企業減税」である。しかし、その結果が、納税者や自治体の負担になるならば、実質的な「個人増税」「自治体負担転嫁」である。こ点目。

システムの標準化が、システムの設計によっては、予見されたことから予見しがたいものも含めて、法令・ 財源移譲の集権化効果を持つことは大いに留意すべきであり、記述を厚くしてほしい。 以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。貴重な指摘をいただきました。 今のパートについて御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

特段御意見はございませんでしょうか。

ここは、「これからの」とありますように、現時点の問題、課題はもちろんあるのですが、今後に向けて税務 行政の在り方を変えていくべきでないか。特に、今回は非常に新しい要素をふんだんに盛り込んでいただいて、 また、現年課税化に関しまして分科会もやりましたので、そこから発生してきた課題としてのDXについてもか なり本格的に記述をしております。また、納税者の利便性の向上や負担の軽減の観点から、いろいろな意味で情報連携についても本格的に議論をしておりますし、今回の素案の新機軸の部分としてかなり重要なパートかな、非常に意義深い部分かなと個人的には思っております。

何か追加で補完していただける点や修正すべき点などがございましたら、よろしくお願いいたします。 関口委員、どうぞ。

【関口委員】 かなり瑣末なのですが、一応言っておいたほうがいいかもしれないと思って申し上げます。 言葉として、「税制」と「税務行政」というのを分けていると思うのですよね。そういう位置づけでこの記述が全体を通して書かれているかどうかというのは、気になるところです。

この区分は、区分としては三つに分かれているので、そうすると1の「簡素化と」と言っているときの簡素化は何の簡素化なのだと。税制と税務行政の簡素化と読めばいいのかなと読みつつ、2の「税制の簡素化」というところだけを見ると、税目に関しての内容がいろいろ書いてある感じなのですよね。それをもって「税制」と言っているのかなと。何を言っているかというと、税務行政も税制ではないという割り切りで2と3を分けている感じなのですかね。答えがあるわけではなくて、ここは大事なところだというのをお聞きして、ますます、今後に関わる話としてだと思うのですが、1、2、3と分けているトーンですよね。税制の簡素化と税務行政の簡素化という意識だとすると、税務行政というのは租税制度からは切り離されていて、細かいのですが、しかし、そういう意識で書いていると。

税制と言ったときには税務行政は入っていないもので、なおかつ今回書いてあるのは、2の方は税目に関わる 取扱いが書いてあるという感じに読めるので、そういうことでいいのか、言葉の使い方としてそういう意図でや っているのかと、そんな感じです。だから、特に1の方は「税制及び税務行政の簡素化」という感じですかね。 それがちょっと引っかかったので、内容的にどうこうというよりも、体系というか構築の仕方の辺りが気にかか りました。

もう一個だけ申し上げると、71ページ目のポツの初めのところに書いてある「仕組みの簡素化を図ることで公平に資する場合がある」という書き方が、そうだとは思うのですが、かなり遠慮して書いている感じで、「資する場合」ってどういう感じなのか。今回は、個人事業税の話と家屋評価の辺りのところを意識して書かれているという読み方でいいのかどうかです。

特に意見というわけではなくて、ここの最後の方で読んでいる方が力尽きるので、私も力尽きているのですが、 言葉としてそういう整理をされているということでよろしいかどうかということです。

【池上会長】 今、関口委員が解釈されたのは大体当たっていて、この項目で言うと2の「税制の簡素化」というのは税目ごとの見直しという中身になっていて、3のほうは税務行政ということになっている。そういう意味では、税制というのが普通に租税論で言われるような税制の話をしていて、行政、つまり取扱い、執行のための税務行政のことを3で書いている。そういう区分でいいと思うのです。

そうなると、そもそも71ページの「これからの税制及び税務の在り方」と書いてあるタイトルは、「税務行政」と書いた方がいいのかなと、ふと今思ったところがあります。それから、1の「簡素化と技術革新の活用」はこのままでいいような気もします。用語の取扱いについては考えさせていただきますが、内容としては関口委員が解釈されたとおりです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。事務局からもありますか。

【柳澤税制調査課長】 事務局としても、今、池上会長がおっしゃったとおりの認識でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

私も今見ていると、大切な御指摘をしてくださっていますね。1は、恐らくこの節全体に共通するような考え 方ですよね。簡素、持続可能な税務、技術革新といったところで全体を押さえた上で、2は今御指摘いただいた ように個別の税目について、個人事業税、固定資産税の家屋評価とか所得について述べているので、恐らく2の内容でもって税制、個別の税目について確かに議論している。最後の「税務行政のDX」はいかにも税務行政的なので、やはり税務行政と税制を分けて、こちらは税務行政と。恐らく、これはマイナンバー等を議論しているので個人所得税が中心ではありますが、それ以外についても議論しておりまして、税制全体共通インフラとしてのDX、情報保護といった議論をしているので、言葉として分けたということかなと思いました。

いずれにしても重要な御指摘をいただきました。瑣末とおっしゃいましたが、根本的な議論をしていただきまして、ありがとうございます。お引き取りさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上でこの節を終わりたいと思いますが、皆様、全体を通じて、これを言い残したとか、そういうことはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、池上会長から、今、関口委員の御発言に対して補完する形で発言していただきましたが、最後の節も含めまして全体を通じて会長からおまとめの御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【池上会長】 パートごとにも発言しておりますけれども、それぞれの記述について修正すべきだ、あるいは維持すべきだ、いろいろな意見がありました。

出された意見について、それは違うという意見がなかったところについては、基本的には何らかの形で修正を考えることにさせていただきますが、それについては別の意見もあるということになった場合、もともとの素案はこれまでの議論を踏まえて作ってきておりますので、その路線を基本的に踏まえつつ何らかの工夫ができないかということを考えさせていただきます。

いずれの点も大変貴重な御意見だと思いますので、諸富小委員長と私のところで検討させていただきます。大変ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、以上で各パートの議論を終えたいと思います。ありがとうございました。皆様から貴重な意見をいただきました。

本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局とも相談しながら報告案文の作成を進めてまいります。作成した案文は次回、第5回小委員会でお示ししますので、再度、その場で御意見をいただきたいと思っております。

最後に、事務局から、事務連絡及び次回以降の日程等の説明をお願いいたします。

【柳澤税制調査課長】 本日の議事録は、報告公表後、ホームページにて公表いたします。

次回の第5回小委員会は、10月10日木曜日、午前9時30分から、報告案について検討いただきます。 事務局からは以上となります。

【諸富小委員長】 次回の小委員会の運営ですが、報告内容を検討することから、今回と同様、非公開とさせていただきたいと思いますが、皆様、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

【諸富小委員長】 御承認いただきましてありがとうございます。

それでは、東京都税制調査会運営要領第2の4に基づきまして、第5回小委員会を非公開と決定させていただきます。

それでは、本日の議題をこれで終了いたします。本日はお忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第4回小委員会を閉会とさせていただきます。御苦労さまでございました。

— 了 —